

令和6年度ショベルローダー等運転技能研修 実施要領

1 目的

地域林業を支える担い手の育成、林業労働力の質的向上及び林業労働安全の確保を図ることを目的として実施します。

2 研修期間

令和6年5月13日（月）～5月17日（金） 5日間

3 実施場所

岩手県林業技術センター（紫波郡矢巾町煙山第3地割560番地11）

4 定員

10名（先着順に受付）

5 日程及び研修内容等

別紙日程表のとおり

6 申請方法

申請書類を当ホームページからダウンロードし、受付期間内（期限厳守）※に下記あて郵送してください。※必着

〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山第3地割560-11 岩手県林業技術センター

7 受講要件

- (1) 申込時点で18歳以上の者
- (2) 労災保険又は傷害保険に加入している者
- (3) 自動車運転免許（大型、中型、準中型、普通等）を保有している者

8 受付期間

令和6年4月10日（水）～4月24日（水） 必着

※4月10日午前10時から様式がダウンロードできるようになります。

9 講習科目の一部免除

当該研修は、自動車運転免許（大型、中型、準中型、普通等）の保有者を対象に31時間コースで実施（フルコースの場合は35時間で実施）しますので、全ての受講希望者に「講習科目の一部免除願」（様式第6号の2）を提出していただく必要があります。

また、「研修科目の一部免除願」（様式第6号の2）に記載の免除要件のうち、いずれかの要件を満たす者は、該当する研修科目の一部免除を受けることができます。

10 修了証の交付

所定の研修科目を受講し、修了試験に合格した者には、労働安全衛生法に基づく『ショベルローダー等運転技能講習修了証』を交付します。なお、修了証の交付には1週間程度を要しますので、その間は作業できないので注意願います。

11 その他

研修参加者の持参品、教材費等は、別紙のとおりです。

12 申請書類

受講希望者は、下記書類（No 1～3、No 8 はホームページからダウンロード）を提出すること

No	区 分	内 容
1	研修の許可申請書【必須】	研修実施要領様式第 1 号
2	推薦書【必須】	研修実施要領様式第 4 号
3	講習科目の一部免除願 【必須】	研修実施要領様式第 6 号の 2
4	労災保険等の証書の写し 【必須】	
5	自動車運転免許証の写し 【必須】	表面と裏面、鮮明なもの
6	写真 2 枚【必須】	縦 3.0cm×横 2.4cm（免許証用サイズ）とし、3 か月以内に脱帽の上で正面から撮影したもの <u>※履歴書に貼り付けたものは枚数に含みません。</u>
7	返信用封筒【必須】	定形封筒（長形 3 号）に申請者の郵便番号、住所氏名を記載し、簡易書留郵便料金 434 円※分の切手を貼り付けたもの <u>※社会情勢により金額の変更があります。</u>
8	修了証再交付申込書 【希望者※】	同様式第 11 号 <u>※センターが交付した別の技能講習に係る修了証があり、今回 1 枚の修了証にまとめて発行されることを希望する場合</u>